

障害福祉

【主な事業】

重度心身障害者等福祉手当

重度心身障害者等福祉手当については、相模原市のみで支給されていますが、相模原市の制度に統合し、津久井郡3町の方へも支給されます。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
重度心身障害者等 福祉手当 (月額)	(重度) 5,000円 (中度) 3,000円	無	無	無	(重度) 5,000円 (中度) 3,000円

在宅の障害者を対象に、障害の程度が次の表に該当する方に支給されます。ただし、障害児福祉手当、特別障害者手当などが支給される方及び施設に入所している方には支給されません。

【対象者】

(重度)

- * 身体障害者手帳が1級・2級の方
- * 知能指数が35以下の方
- * 身体障害者手帳が3級かつ知能指数50以下の方

(中度)

- * 身体障害者手帳が3級の方
- * 知能指数が40以下の方
- * 身体障害者手帳が4級かつ知能指数50以下の方



重度障害者医療費助成

相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
身体障害者 知的障害者	①身体障害者手帳1級・2級 ②知能指数35以下 ③身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下				
精神障害者	④精神障害者保健 福祉手帳1級・2級	④精神保健福祉法第 32条の通院医療 費公費負担制度(自 己負担額5%)	無	無	④精神障害者保健 福祉手帳1級・2級

※ 城山町が町単独で行っている④の精神保健福祉法通院医療費公費負担制度については、相模原市では国民健康保険加入者は国民健康保険での任意給付制度の適用があり、社会保険加入者で精神障害者保健福祉手帳1級・2級取得者（相模原市④該当）は重度障害者医療費助成の対象となり、今までどおり医療費助成を受けられますが、それ以外の社会保険加入者は精神保健福祉法通院医療費公費負担制度の自己負担額5%の医療費助成を受けられなくなります。

福祉タクシー・自動車燃料費助成

在宅重度障害者等の生活の利便を図るため、日常の移動手段に応じ、福祉タクシー利用券又は自動車燃料給油券のいずれかを対象者に支給します。

なお、現在の城山町の制度では、福祉タクシー利用券、自動車燃料給油券に加え、バス共通カード（年額24,000円・36,000円）の支給を選択することができますが、新市におけるバス共通カードの取扱い等については、福祉有償運送に関する移動の確保等の条件整理を進め、相模原市の制度にあわせることとなります。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
タクシー券(年額)	36,000円	43,200円	無	無	36,000円
自動車燃料券 (年額)	・自己運転 24,000円 ・家族運転 12,000円	43,200円	無	無	・自己運転 24,000円 ・家族運転 12,000円
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級の方 ・療育手帳A1・A2の方 ・知能指数35以下と判定された方 ・特定疾患にり患している方 ・小児特定疾患にり患している方 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2・3級の方 ・療育手帳A1・A2の方 ・特定疾患にり患している方 ・リウマチ患者で身体障害者手帳（6級以上）を所持している方 ・精神保健福祉法第32条の医療の適用を受けている方 	無	無	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級の方 ・療育手帳A1・A2の方 ・知能指数35以下と判定された方 ・特定疾患にり患している方 ・小児特定疾患にり患している方 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

